

令和5年広審第13号

裁 決

モーターボートAかき養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年11月13日18時00分

広島港第3区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 20トン

登 録 長 14.12メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,176キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室及び船室、その上方にフライングブリッジを有する2機2軸の小型船舶安全規則第2条第1項第2号の規定に該当する最大搭載人員15人のFRP製快遊艇で、フライングブリッジの前部右舷側に舵輪が、その前方にGPSプロッターが、右側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、音楽イベント鑑賞の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年11月13日11時00分広島港第3区所在のマリーナを発し、11時50分広島県沖野島所在のマリーナに到着して停泊し、音楽イベントを鑑賞したのち、17時00分同マリーナを発航して帰途に就いた。

ところで、広島県大カクマ島及び同県小カクマ島周辺には、広島港似島家下防波堤北灯台（以下「防波堤北灯台」という。）から285度（真方位、以下同じ。）1.22海里、288度1.07海里、254度1.35海里、253度1.57海里、259度1.73海里、268.5度1.73海里、284度1.58海里、282度1.45海里、268.5度1.58海里、261度1.58海里、260度1.44海里的各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、広島県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第107号と称する漁場区域（以下「107号漁場区域」という。）が設定され、107号漁場区域の周囲には、灯器の水面上高さが約3メートル、灯色が黄色、周期が4秒1閃光、光達距離が5.5キロメートルの簡易標識灯が7基設置されており、同区域には周年かき筏垂下式養殖施設が敷設され、海底の錨と沈錘ワイヤと呼称される鋼索で連結されていた。

また、a 受審人は大カクマ島周辺を航行したことが約 20 回あったものの、夜間の航行経験はなく、A の GPS プロッターには、107 号漁場区域が表示されるようになっていた。

沖野島所在のマリーナを発航するに当たり、a 受審人は、予定航路付近にかき養殖施設を見掛けていたものの、107 号漁場区域の存在について承知していなかったが、平素どおりに広島港第 3 区所在のマリーナ付近の観覧車に向ければ無難に航行できるものと思い、GPS プロッターで 107 号漁場区域を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、GPS プロッターを作動させてフライングブリッジの舵輪後方に立って操船に当たり、17 時 50 分少し前防波堤北灯台から 247 度 2.21 海里の地点で、広島港第 3 区所在のマリーナ付近の観覧車の明かりに向けて針路を 021 度に定め、5.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により進行した。

こうして、a 受審人は、107 号漁場区域に向首続航し、18 時 00 分防波堤北灯台から 267.5 度 1.72 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、107 号漁場区域に敷設されたかき養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力 3 の東北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好で、日没時刻は 17 時 08 分であった。

その結果、右舷プロペラ翼に欠損、右舷減速機に破損等を生じ、かき養殖施設は沈錘ワイヤに切損を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件かき養殖施設損傷は、広島港第 3 区に向けて沖野島所在のマリーナを発航する際、水路調査が不十分で、夜間、107 号漁場区域に向首

進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、広島港第3区に向けて沖野島所在のマリーナを発航する場合、107号漁場区域の存在について承知していなかったのだから、GPSプロッターで107号漁場区域を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、平素どおりに広島港第3区所在のマリーナ付近の観覧車に向ければ無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、107号漁場区域に向首進行してかき養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月18日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾